別記様式第２号（省令第２１条第１項関係）

事 業 報 告 書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

開設者　様

　　　　　　　　　 　　卸売市場の名称

法人名称

法人番号：

代表者の役職及び氏名　印

卸売市場法第１３条第５項第５号の表の５の項（２）の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

（記載上の注意）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２．個人である場合にあっては、下記に準じて作成すること。

第１　業務の状況

１　組織に関する事項

（１）事業運営組織

　　　（記載上の注意）組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

（２）役員の略歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役名及び職名 | 氏　　　名  （生年月日及び住所） | 略　　　歴 |
|  |  |  |

（記載上の注意）各部門（管理部門、営業部門等）を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の従事職員数及び業務の概要を記載すること。

（３）役員及び従業員の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 人数 | | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|  | うち女性 |
| 役　員 | 常　　　　　勤 | 人 | 人 | 歳 | 年 |
|  |  |  |  |
| 非　　常　　勤 |  |  |  |  |
| 小　　　計 |  |  |  |  |
| 従業員 | 営　業　関　係 |  |  |  |  |
| 事　務　関　係 |  |  |  |  |
| 小　　　計 |  |  |  |  |
| 合　　　　　　 計 | |  |  |  |  |
| 臨時職員年間平均雇用人数 | |  |  |  |  |

（記載上の注意）

1. 従業員との兼務役員は、役員の項に記載すること。
2. 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

（４） 株主構成

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 役員 | 従業員 | 出荷者 | 仲卸  業者 | 売買  参加者 | 開設者 | その他 | 合計 |
| 総株主等の議決権  の数(Ａ) |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 保有する議決権  の数(Ｂ) |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 割合(Ｂ／Ａ) | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
|  |  |  |  |  |  |  | 100.00 |

　　　　大口株主の名簿（上位１０位まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 | 住所 | 保有する議決権の数 | 保有する議決権の割合 |
|  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

　　（記載上の注意）

　　１．「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。

　　２．「議決権」とは、株式会社にあっては、株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成１７年法律第８６号）第８７９条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。

　　３．売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

２　卸売業務の状況

　（記載上の注意）認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあっては、（１）から（６）までの表を①本卸売市場分及び②当該地の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。

（１）卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 受託販売 | | | 買付販売 | | | 卸売業務合計 | | |
| 数量 | 金額 | 委　託  手数料 | 数量 | 金額 | 買付販  売利益(損失)  金額 | 数量 | 金額 | 販売  利益  (損失)  金額 |
|  | トン | 千円 | 千円 | トン | 千円 | 千円 | トン | 千円 | 千円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 当期合計(A) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年同期(B) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年同期対比  （A／B） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

①　野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあっては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実

②　生鮮水産物に属するものにあっては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物

③　肉類に属するものにあっては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）

④　花きに属するものにあっては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他

⑤　その他の生鮮食料品等に属するものにあっては、農産加工品（つけ物及び青果加工品を除く。）、つけ物、青果加工品（つけ物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他

に、それぞれ区分して記載すること。

２．花きの数量の単位は、切花にあってはケース（１００本を1ケースに換算する。）、鉢物にあっては鉢（１個１鉢とする。）、枝物にあっては束（１００本を１束に換算する。）、植木にあっては本（１個１本とする。）とする。

（２）集荷先別取扱高の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分  種類 | 生産者  個人 | 生産者  任意  組合 | 出荷  団体 | 産地  出荷  業者 | 商社 | 他市場  卸売  業者 | 他市場  仲卸  業者 | その他 | 合計 | 備考 |
|  | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |  |
| （） | （） | （） | （） | （） | （） | （） | （） | （） |  |
| 合 計 | （） | （） | （） | （） | （） | （） | （） | （） | （） |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

①　青果に属するものにあっては、野菜及び果実

②　生鮮水産物に属するものにあっては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物

③　肉類に属するものにあっては、牛肉、豚肉及びその他

④　花きに属するものにあっては、切花、鉢物及びその他

⑤　その他の生鮮食料品等に属するものにあっては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他

に、それぞれ区分して記載すること。

　　２．出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。

　　３．青果又は青果加工品に属するものにあっては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。

　　４．生鮮水産物、水産加工品（塩辛加工品を除く。）又は塩辛加工品に属するものにあっては産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。

　　５．肉類又は肉類加工品に属するものにあっては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。

　　６．買付集荷に係るものにあっては、（　）に内数で記載すること。

（３）販売先別取扱高及び販売代金の平均回収日数の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分  種類 | 仲卸業者 | | 売買参加者 | | 自社等 | | 第三者 | | | | 合計 | |
| 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | うち他市場  への転送 | |
| 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
|  | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 |
| 平均回  収日数 | 日 | | 日 | | 日 | | 日 | | 日 | | 日 | |

（記載上の注意）

１．種類の欄は、２の（２）の記載上の注意の１の区分に準じて記載すること。

２．花きの数量の単位は、２の（１）の記載上の注意の２に準じて記載すること。

３．自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。

４．第三者の欄には、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。

５．平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

　　平均回収日数＝Ｌ×

Ｌは、当該事業年度の日数

Ａは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月数に１を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。）で除して得た数値

（４）販売方法別取引の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分  種類 | せり・入札 | | | | 相対取引 | | | | 合　　計 | | | |
|  |  | うち商物  分離取引 | |  |  | うち商物  分離取引 | |  |  | うち商物  分離取引 | |
| 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
|  | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　（記載上の注意）

１．種類の欄は、２の（２）の記載上の注意の１の区分に準じて記載すること。

２．花きの数量の単位は、２の（１）の記載上の注意の２に準じて記載すること。

３．せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。

（５）受託販売に係る委託者への代金決済の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支払日までの日数 | | 備　　　　　　考 |
| 最 高 日 数 | 平 均 日 数 |  |
| 日 | 日 |

（記載上の注意）

１．平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

　　平均日数＝Ｌ×

Ｌは、当該事業年度の日数

Ａは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を、卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売）の支払いに関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値

　　２．備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由その他の特記すべき事項を記載する。

（６）奨励金等の交付状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 奨励金等  の種類 | 対象  品目 | 交付基準  （交付率等） | 交付金額 | 交付金額に対応する  卸売金額 | 交付先の数 | 備　考 |
|  |  |  | 千円 | 千円 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小　　　計 | |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小　　　計 | |  |  |  |  |
| 合　　　　　　　　計 | | |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、２の（２）の記載上の注意の１の区分に準じて記載すること。

２．交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。

３．交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。

３　附帯業務等の概況

（１）附帯業務の概況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務の内容 | 売上金 | 附帯業務利益（損失）金額 |
|  | 千円 | 千円 |

（２）兼業業務の概況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務の内容 | 売上金 | 兼業業務税引前当期  純利益（損失）金額 |
|  | 千円 | 千円 |

（３）他の法人に対する支配関係の概要

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人の  名称 | 所在地 | 事業  内容 | 資本金 | 売上高 | 当期純利益  （損失）額 | 純資産額 |
|  |  |  | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

（記載上の注意）

1. 附帯業務とは、専ら卸売業務を補完するために行う製氷、魚木箱製造等の業務をいう。
2. 兼業業務とは、認定を受けた卸売市場における卸売業務及び附帯業務以外の業務をいう。
3. 支配関係とは、他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。

①　卸売業者がその法人の総株主等の議決権の２分の１以上に相当する議決権を有する関係

②　卸売業者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係

③　卸売業者がその法人の総株主等の議決権の１００分の１０以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係

第２　経理の状況

経理の状況については、添付する賃借対照表及び損益計算書のとおり。

（記載上の注意）

１．当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

２．株式会社以外の卸売業者にあっては、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類を添付すること。